

平成 25 年 6 月 20 日
平成 26 年 7 月 24 日改訂

今後の国立大学の機能強化に向けての考え方

文 部 科 学 省

国立大学は、全国的な高等教育機会の均等の確保、世界最高水準の教育研究の実施、重要な学問分野の継承、計画的な人材養成、地域活性化への貢献など、多様な役割を担ってきた。

しかし、我が国は、急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化に直面しており、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革の遂行が求められている。大学は、社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に応えるために、社会における大学の機能の再構築等に取り組み、卒業生・修了生を社会に送り出す必要がある。

平成 25 年には、「これからの大学教育等の在り方について」（平成 25 年 5 月 28 日教育再生実行会議第三次提言）、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）がとりまとめられ、これらの方針の下、11 月には「国立大学改革プラン」を策定した。

また、平成 26 年には、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、「日本再興戦略改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）がとりまとめられ、引き続き大学改革が求められている。

国立大学が平成 16 年に法人化されてから 10 年が経過する中、文部科学省及び国立大学は、法人化のメリットを再確認し、変化する社会状況を踏まえた国立大学の役割を改めて認識するとともに、第 2 期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」（平成 25 年度から平成 27 年度まで）において、国立大学改革プランに掲げられた事項を中心として引き続き機能の強化に取り組むこととする。

なお、これらの機能強化を進めるに当たり、教育研究機関として研究活動が適正に行われることが必要であるため、平成 26 年 2 月に改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）や、今後新たに策定予定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえた取組が求められる。

このような機能強化を進めながら、第 3 期中期目標期間においては、各大学・大学共同利用機関法人（以下「各大学等」という。）の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学の実現を目指す。

I. 「改革加速期間」における取組

「改革加速期間」においては、国立大学改革プランに基づき、改革に取り組む。その際、改革の進捗状況を踏まえ、次のような観点の下、各大学等の機能強化を図る。

1. 社会の変化に対応した教育研究組織づくり

文部科学省と各大学等は、意思疎通を図りつつ、全国的又は政策的な観点からの強みや、各大学等として全学的な観点から重視する特色、担うべき社会的な役割を明らかにするため、「ミッションの再定義」をとりまとめた。

「ミッションの再定義」は、第3期中期目標期間において各大学等が目指す姿を展望し、機能強化に取り組むための出発点として位置づけられるものである。各大学等においては、「ミッションの再定義」を通じて把握されるそれぞれの専門分野の強みや特色を伸ばし、その社会的な役割を一層果たしていくための戦略を、学長（大学共同利用機関法人においては機構長。以下同じ。）のリーダーシップの下に検討することが求められる。

その際、学士課程教育については、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）、また、大学院教育については、「第2次大学院教育振興施策要綱」（平成23年8月5日文部科学大臣決定）等も踏まえた教育の質の一層の向上を図る観点からの検討が必要である。

また、研究機能の強化については、「学術研究の推進方策に関する総合的な審議について」（平成26年5月26日科学技術・学術審議会学術分科会中間報告）等も踏まえつつ、我が国の学術研究の推進への寄与の観点からの検討が必要である。

こうした戦略に基づき、各大学等は、客観的な指標や各大学等に求められている社会的な役割やニーズを踏まえながら機能の強化、新分野の創成、国民や社会の期待に応える人材育成を図るため、学長のリーダーシップの下、学部・研究科等を越えた学内資源配分（予算、人材や施設・スペース等）の最適化、大学の枠を越えた連携、人材養成機能の強化、学生のキャリアパスの構築等に主体的に取り組む。

文部科学省は、このような取組を含む先駆的な改革を進める各大学等を、国立大学法人運営費交付金等により重点支援する。こうした取組を行うことにより、平成27年度末に各大学等の改革の取組への配分及びその影響を受ける国立大学法人運営費交付金の額を3～4割とすることを旨とするとともに、国立大学法人評価委員会において、国立大学改革の進捗状況を確認する。

「ミッションの再定義」を踏まえた各大学等の強みや特色を伸ばし、社会的な役割を一層果たすための振興の観点を別紙のとおり設定する。

2. ガバナンス機能の強化

各大学等が、その機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制を自主的・自律的に構築していくことが不可欠である。

こうした認識の下、文部科学省は、「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）を踏まえ、学長補佐体制の強化、教授会の役割の明確化、学長選考会議の主体性の確保、経営協議会の構成の見直し及び監事機能の強化などの制度改革を行ったところである。

各大学等においては、「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」や、これを受けた国の制度改革を踏まえ、①学長のリーダーシップの確立、②学長の選考・業績評価、③学部長等の選考・業績評価、④教授会の役割の明確化等の観点に留意し、自主的・自律的に内部規則等の総点検・見直しに取り組む必要がある。

文部科学省は、各大学等の内部規則等の見直しに資するよう、見直しの視点等の提示などを行うとともに、ガバナンスの改善に関する中期目標を定めること等を含めて国立大学法人評価委員会の意見を聴きつつ、各大学の取組を促していく。

また、学長がその権限を適切に行使することを確保するためにも、監事の機能を強化する必要があることから、各大学等においては、例えば内部監査組織の充実など監事の職務のサポート体制の整備を進めるとともに、大学の規模等に応じて、常勤の監事を配置するように努めることが求められる。

3. 人事・給与システムの弾力化

国立大学が、グローバル化への対応を図るとともに、イノベーションの創出に適した環境となるためには、法人化のメリットを活用しつつ、若手研究者や外国人研究者も含む多様な人材にとって大学が魅力ある環境であり続けることが欠かせない。また、教育研究の活性化を図るためには、適切な評価に基づく処遇がなされることが必要である。

各大学等は、魅力ある給与体系と適切な業績評価体系の一体的構築を進め、年俸制や学外機関との混合給与等の導入を促進することで、公務員型の人事・給与システムを改めるとともに、優秀な若手研究者や外国人研究者の常勤職への登用を進める。

文部科学省としては、改革加速期間中に、1万人規模で年俸制を導入できるよう国立大学法人運営費交付金において「年俸制導入促進費」を平成26年度予算から新規計上したところであり、この促進費の活用も含めた年俸制の導入を促進する。

また、国立大学の教員が、他の大学や研究機関にも在籍し、それぞれで業務を行う

ことができるようにする混合給与（クロスアポイントメント制度）の導入については、教員の給与制度の選択肢を増やすことにより、教員採用についての自由度が拡大するとともに、相手機関との緊密な連携の下での教育研究の飛躍的な発展につながるものであり、これらを促進するために必要な協定や雇用契約等の締結方法、共済の取扱い等について関係省庁と整理を行い、モデルケースや留意点を周知する。

4. 人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成

急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、我が国社会の発展を支える観点から、大学は国内外の優秀な学生や研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や国境を越えた共同研究や教育に積極的に取り組むことが必要である。

文部科学省は、次のような取組により、①今後10年間で、世界大学ランキングトップ100に10校以上がランクインすること、②平成32年（2020年）までに、日本人の海外留学生を12万人に、外国人留学生の受入数を30万人にそれぞれ増加させることを目指す。

（1）国際水準の教育研究の展開

文部科学省は、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対し重点支援を行う。

各大学等は、世界水準の教育研究の展開を進める観点から、外国大学とのジョイント・ディグリー制度の活用（注：年内に我が国の大学と外国大学が共同で教育課程を編成するための制度改正を予定）、海外大学のユニット誘致による領域横断的共同カリキュラム、最先端の研究拠点の構築、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用並びに英語による授業の拡大、多様な国、地域からの留学生の積極的な受入れ及び日本人学生の海外派遣の促進等に取り組むことにより、人材・システムのグローバル化を進める。

（2）積極的な留学生支援

世界で活躍するグローバル人材を育成するため、文部科学省では、官と民とが協力し、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学や、新興国への留学、諸外国のトップレベルの大学等に留学する日本人学生等を支援する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」を推進する。各大学等においても、カリキュラム上実習や実験が多く留学期間の確保に工夫を要する分野における留学を可能とするような取組、海外でのインターンシップなどギャップタームの活用、海外の大学間の単位互換の促進等により学生等の海外留学を促進する必要がある。また、産業界とも連携した就職・採用活動開始時期の後ろ倒しにより、学生等の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、社会が求めるグローバル人材を育成するための環境を整備することが重要である。

一方、優秀な外国人留学生を確保するため、各大学等においては、現地選抜や渡日前入学許可の推進、国内外の学生が交流する宿舍・交流スペース等の整備及び就職支援等による受入れ環境の充実を図るとともに、我が国の成長を牽引する重点地域等を

はじめとした、多様な国（ダイバーシティ）からの戦略的な受入れを実施していく必要がある。

5. イノベーションを創出するための教育・研究環境整備、理工系人材の育成強化

新興国との激しい競争に直面し、少子高齢化が進行する我が国が、経済成長を維持し、国際競争力の強化を図るためには、イノベーションを絶え間なく創出していくことが求められており、次のような取組を進め、今後10年間で、20の大学発新産業を創出することを目指す。

文部科学省としては、イノベーションを支える主要な担い手となる理工系人材の戦略的育成を図るため、「理工系人材育成戦略」の策定を早急に行うとともに、「国立大学改革プラン」を進める中で、教育研究組織の再編成や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。

また、平成26年4月に施行した産業競争力強化法に基づく大学発ベンチャー等支援会社等への出資を適切な体制等を整えた上で実施する。

Ⅱ. 第3期中期目標期間に向けた検討

1. 第3期中期目標期間に目指すべき方向性

「国立大学改革プラン」では、第3期中期目標期間に目指す国立大学の在り方として、「各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学」を掲げた。

こうした国立大学の目指すべき姿を実現するためには、各学長がリーダーシップを発揮しつつ、例えば、

- ・全学的な「組織力」を高めるために必要となる「資源再配分」の実施
- ・社会的なニーズを的確に把握・分析する仕組みや組織づくり
- ・各大学等の強みや特色を形作るために必要な教員を配置できる仕組みの実現
- ・これらを前提として行われる教育研究組織の恒常的な再構築

などの取組を行っていくことにより、自主的・自律的かつ永続的な改革を進めていく必要があり、文部科学省は、法人制度、予算、評価といった国立大学法人との関わりを適切に活用してこれらの取組を支援していく。

また、各大学等の機能強化の方向性として、「国立大学改革プラン」で示した

- ・世界最高水準の教育研究を展開する拠点
- ・全国的な教育研究拠点
- ・地域活性化の中核的拠点

を軸に、各大学等の機能強化に資するような予算配分や評価方法を検討する。

2. 第3期中期目標・中期計画の方向性

国立大学法人の中期目標・中期計画は、各国立大学法人の社会、国民に対する公約ともいえる。

各国立大学法人は、第3期中期目標期間に向けて「ミッションの再定義」「国立大学改革プラン」等を踏まえ、自らの強み、特色を明示し、国立大学としての役割を果たしていくため、大学として明確かつ具体的な目標・計画を定め、当該目標・計画が達成することができたのかどうかを検証することを可能とする指標を明確に示さなければならない。

文部科学省は、第2期中期目標期間に引き続き、戦略性が高く意欲的な目標・計画については、その結果だけではなく、プロセスも重視した評価を行うことを考えており、各国立大学法人は高い水準の目標設定を行うことが求められる。

3. 組織及び運営に関する制度の検討

文部科学省は、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第88号）附則第2項の規定を踏まえ、改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

4. 運営費交付金の在り方の見直し

「国立大学改革プラン」では、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し抜本的に見直すこととしており、平成27年年央までに一定の結論を得る。今後の検討に際しては、次のような視点に重点を置いて検討を進める。

(1) 運営費交付金の配分方法等の仕組みについて

- 各大学等における強み・特色の一層の伸長や機能強化の方向性（世界最高水準の教育研究を展開する拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等）に応じたきめ細かい支援
- 教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境のルール化
- 改革加速期間中における年俸制の導入状況などを踏まえた人事・給与システムの改革支援
- 一般運営費交付金、特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金などの予算構造の在り方

(2) 予算配分に反映するための評価等について

- 各大学等が指向する機能強化の方向性等に即したきめ細かい評価指標の設定
- 改革の具体的取組状況等に基づいた実績評価を重視しつつ、将来の構想力を組み合わせた評価方法

(3) 国立大学法人評価委員会における評価との関係について

- 中期目標・計画期間の評価結果と国立大学運営費交付金配分への反映

「ミッションの再定義」を踏まえた各分野における振興の観点

各分野とも、学士課程においては、能動的学習（アクティブ・ラーニング）等の導入、質を伴った学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教員課程の体系化、組織的な教育の実施等を通じた大学教育の質的転換を先導していくものとする。また、大学院においては、創造豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成という目的の一層の発揮を目指すとともに、養成する人材像を明確にしつつ、広範なコースワークや専門分野の枠を超えた統合的かつ体系的な教育を経て、学生に独創的な研究活動を遂行させる一貫した学位プログラムの構築に組織的に取り組むものとする。

加えて、研究機能の強化について、新たな知の開拓に挑戦する「挑戦性」、細分化された知を俯瞰し総合的な観点から捉える「総合性」、異分野の研究者等との連携・協働によって新たな学問領域を生み出す「融合性」、国境を越えた議論と検証により研究を相対化し、発展させる「国際性」といった現代的な要請に着目しつつ、研究者の自律性を前提に、創造性を最大限発揮できる環境を整備する観点から、学内資源配分に関する見直しに取り組むものとする。

- 人文・社会科学、学際・特定分野は、人間の営みや様々な社会事象の省察、人間の精神生活の基盤の構築や質の向上、社会の価値観に対する省察や社会事象の正確な分析など重要な役割を担っている。また、学際・特定分野は、その学際性・個別分野の個性等に鑑み、社会構造の変化や時代の動向に対応した融合領域や新たな学問分野の進展等の役割が期待されている。

特に、成熟社会の到来、グローバル化の急激な進展等の社会構造の変化を踏まえ、教養教育を含めた教育の質的転換の先導、理工系も含めた総合性・融合性をいかにした教育研究の推進、社会人の学修需要への対応、当該分野の国際交流・発信の推進等、各分野の特徴を十分に踏まえた機能強化を図る。

具体的には、養成する人材像のより一層の明確化、身に付ける能力の可視化に取り組む。また、既存組織における入学並びに進学・就職状況や長期的に減少する傾向にある18歳人口動態も踏まえつつ、全学的な機能強化の観点から、定員規模・組織の在り方の見直しを積極的に推進し、強み・特色を基にした教育・研究の質的充実、競争力強化を図る。

- 教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る。具体的には、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換（学校現場での実習等の実践的な学修の強化等）、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）を推進する
- 理学分野については、自然界に潜む原理や法則という普遍的真理を探究する学問であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとって新しいイノベーションの基盤的

要素を生み出す重要な役割を担っている。

これまで、先進的かつ国際的な研究が行われてきており、今後とも世界をリードする研究を推進する。また、法則に立ち返って真理の探究に取り組むといった理学的な思考能力・実験技術の方法論などの能力をいかした高度専門職業人や幅広い視野を有する研究者の養成に向けた教育を推進する。このため、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえつつ、企業と連携した実践的な専門教育のプログラムや、教育界や教育学分野と連携した高等学校等の理数系教員を志望する学生向けのプログラムの構築など、社会での活躍を意識した教育や、組織的なコースワークと研究指導による大学院教育など、大学院を中心に教育研究組織の再編・整備や機能強化を推進する。

- 工学分野については、我が国の産業を牽引し、成長の原動力となる人材の育成や産業構造の変化に対応した研究開発の推進という要請に応えていくため、「理工系人材育成戦略」（仮称）も踏まえつつ、大学院を中心に教育研究組織の再編・整備や機能強化を図る。具体的には、エンジニアとしての汎用的能力の獲得を支援する国際水準の教育の推進など、工学教育の質的改善を推進し、グローバル化に対応した人材を育成するとともに、最新の高度専門技術に対応すべく社会人の学び直しを推進する。また、社会経済の構造的変化や学術研究・科学技術の進展に伴い、各大学の強みや特色をいかしながら先進的な研究や学際的な研究を推進するとともに、研究成果を産業につなげる観点から地域の地場産業も含め広く産業界との連携を推進する。

- 農学分野については、環境調和型生物生産、生物機能の開発・利用、食料の安定的な享受、自然生態系の保全・修復等に関する科学の促進と技術開発といった社会的役割を担っている。

これまで、地域の立地特性をいかした生物資材の生産や利用に関する教育研究等、特色ある取組が進展しており、今後とも地域の農林水産業や関連産業の振興を牽引する役割を果たしていく。また、人口増加に伴う世界的な食料や環境等の諸課題の解決への貢献の観点から、必要に応じて医学、工学、社会科学といった他の学問分野と連携した教育研究をより一層展開する。さらに、産業界をはじめとする社会の要請に応えた高度な専門職業人や研究能力を有する人材育成の役割を一層果たしていくため、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえつつ、大学院を中心に教育研究組織の再編・整備や機能強化を図る。

- 医療・保健分野（医学、歯学、薬学、看護・医療技術分野）については、今後の超高齢社会における医療人としての使命感・倫理観、専門的な能力や研究マインド・課題発見解決能力等の必要な資質を備えた人材の育成はもとより、それぞれの大学が持つ知的資源やネットワークを活用し、教育、研究、診療・実践、地域貢献・国際化といった方向について、特色ある取組を推進する観点から機能強化を図る。特に、高度な医療機能を持つ附属病院と、それを軸とした地域の医療機関とのネットワークを最大限活用して学部教育、大学院教育、現職者の生涯にわたる研修を通じた人材育成を強化する。加えて、学内の理工系や人社系の学部・研究科、研究所等はもとより、他の大学、研究機関、医療機関、地方公共団体、企業等とのネットワークを強化し、学際的・実践的な研究、チーム医療を担うために必要となる高い

レベルでの多職種連携教育等において特色ある取組を推進する。

- 医学・歯学系分野については、超高齢化やグローバル化に対応した医療人の育成や医療イノベーションの創出により、健康長寿社会の実現に寄与する観点から機能強化を図る。具体的には、診療参加型臨床実習の充実等国际標準を上回る医学・歯学教育の構築、総合的な診療能力の育成、卒前・卒後を通じた研究医育成を推進する。また、独創的かつ多様な基礎研究を推進するとともに、分野横断・産学連携を進め、治験・臨床研究推進の中核となり、基礎研究の成果を基に我が国発の新治療法や革新的医薬品・医療機器等を創出する。地方公共団体と連携し、キャリア形成支援等を通じた地域医療人材の養成・確保、高度・先進医療や社会的要請の高い医療を推進する。
- 薬学分野については、基礎から臨床までを通じた世界水準の創薬研究の推進と、薬学教育6年制化の目的である医療人としての使命感・倫理観と研究マインド・課題発見解決能力を備えた、薬学教育研究を担う人材や医療の現場で先導的役割を果たす薬剤師の育成を進める観点から機能強化を図る。
- 看護学・医療技術学分野については、医療・保健系大学の設置が進展する中、地域社会の課題解決に貢献する実践力の高い地域のリーダー養成はもとより、看護学及び医療技術学の学術的追求を通じ次世代のリーダーとなる教育者・研究者養成を推進するとともに、大学病院をはじめとした知的資源を活用した学際性・国際性を重視した研究を推進する。
- 大学共同利用機関法人は、前述の観点を踏まえ、大学の共同利用の研究所として、個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供するとともに、当該先端的な研究環境をいかし、総合研究大学院大学をはじめとする大学院学生などの受入れを行い、研究と教育を一体的に実施することによって人材養成に貢献するなど、当該分野の中核拠点として我が国の学術研究の向上と均衡ある発展を図る。